

岩手町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 30 年 1 月 23 日
岩手町農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。)の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が必須業務として明確に位置付けられた。

岩手町においては平地と中山間地が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっているため、地域の実態に応じた取り組みを推進していくことが求められる。

特に中山間地では、狭小、起伏大、高傾斜、水利環境もない耕作地も多く、遊休農地化が懸念されるため、その発生防止・解消に努めていく。一方、平地では、土地利用型の水稲、露地野菜が盛んなことから、担い手への農地集積・集約化を農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

これらを踏まえたうえで、地域の強みを生かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」を一体的に進めるため、岩手町農業委員会の活動指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定)で「今後 10 年間で、担い手の農地利用が全農地の 8 割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成 35 年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度での具体的活動については「農業委員会事務の実施状況等の公表について」(平成 28 年 3 月 4 日付け 27 経営第 2933 号 農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第 2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現状 (平成 29 年 3 月)	4,280ha	8ha	0.2%
3 年後の目標 (平成 32 年 3 月)	4,240ha	8ha	0.2%
目標 (平成 35 年 3 月)	4,200ha	7ha	0.2%

※農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と利用状況調査により把握した遊休農地の合計値。遊休農地は、利用状況調査による遊休農地の合計値。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

ア 農業委員と推進委員の担当区域制による農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 30 条第 1 項の規程による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。

それぞれの調査時期については「農地法の運用について」(平成 21 年 12 月 11 日付け)21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。

なお、従来からの農地パトロールの中で行っていた違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用に関する現場活動については、利用状況調査の時期に限定せず通年実施する。

イ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 3 4 条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

ウ 利用状況調査と利用意向調査の結果は「農地情報公開システム(全国農地ナビ)」に反映するよう努め、農家台帳の正確な記録の確保を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付手続きを行う。

③ 非農地判断(農地法の適用外)について

利用意向調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消に関する調査」によって B 分類(再生利用困難)に区分された荒廃農地の非農地判断について、協議、検討し、守るべき農地の明確化を図る。

④ 中山間地域における推進

中山間地域では町農林環境課と連携し、地域の特性に合った作物の生産拡大を図りながら遊休農地の再生を進める。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用の集積目標

	農家台帳面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現状 (平成 29 年 3 月)	5,419ha	2,420ha	44.7%
3 年後の目標 (平成 32 年 3 月)	5,379ha	2,690ha	50.0%
目標 (平成 35 年 3 月)	5,339ha	2,940ha	55.0%

※面積は農家台帳による

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成見直しについて

農業委員会として、区域ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体として位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに積極的に関与する。

② 農地中間管理機構との連携について

農業委員会は、市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し、「人・農地

プラン」の作成と見直しに関り、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の農地の利用状況を踏まえ、担い手へ農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の区画及び形状の悪い農地は農地中間管理機構等の基盤整備事業の活用を検討を進める。併せて集落営農の組織化、法人化、新規参入の受け入れなど、地域の状況に応じた取り組みを進める。

④ 農地の所有者等を確認することができない農地の取り扱い

農地の所有者等を確認することができない農地については、国の新たな制度を活用し農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

新規参入の促進目標は、新規参入者を、農地の権利移動を伴う新規参入の経営体数(個人・法人)として定める。

	新規参入者(個人・法人) (新規参入者取得面積)
現状 (平成 29 年 3 月)	8 経営体 (29ha)
3 年後の目標 (平成 32 年 3 月)	18 経営体 (64ha)
目標 (平成 35 年 3 月)	28 経営体 (79ha)

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

県農業会議、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借り入れ意向のある認定農業者及び新規参入者を把握し、必要に応じて現地見学会や相談会を実施する。

② 新規就農の促進に関する情報収集について

新規就農の促進に関するイベント等の情報収集に努め、新規就農につなげる。

③ 企業参入の推進について

担い手が十分にいない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構等を活用して、企業参入の推進を図る。

④ 農業委員会のサポート活動について

農業委員及び推進委員は新規参入者の受け入れ条件の整備を図るとともに、就農後も助言等アドバイスを行い新規参入者のサポートを図る。